

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長からごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は18名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
午前9時5分 開会	議長	現在出席委員18名であり定足数に達しておりますので、これより第6回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に齋藤委員、荒井委員の両委員を指名いたします。
	議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
	事務局	本日、審議を予定していました議案第11号の案件で取下がありましたので、利用集積計画(案)のつづりの差し替えをお願いいたします。
日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は2件でございます。
	事務局	番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、仮設工事現場事務所(一時転用)として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、建築業を営んでおり、埼玉県発注の工事において、岡泉調節池掘削築堤工事を行うにあたり、工事の工程管理、作業員の安全管理を行うため、及び、現場作業車両・関係者車両の置き場として使用するため、工事現場の近隣である当該地を工事事務所及び駐車場として使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、家族が現在の住まいが手狭となったため、両親の住むところの近くに自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1と2の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	江口委員	<p>番号1について、6月20日に現地を確認した。現地は10haの集団農地ではない。また、申請地は菁莪小・中学校から南へ400～500mの位置にある。転用の目的については、事務局の説明のとおりである。</p> <p>現在、申請地は農地として利用されており、違反はない。したがって、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	関山委員	<p>地域担当の委員が欠席のため、番号2について代わりに報告する。転用の内容については、事務局説明のとおりであるため、省略する。</p> <p>現地案内図2ページを開いていただきたい。</p> <p>申請地については、青雲寺から南へ約200m。星川を越えた篠津立野という地域。</p> <p>申請地は4mの舗装道路に接道している。また、申請地は14mあるので、建築基準法に照らし合わせても問題はない。現在は農地として使用されている。</p> <p>地主に聞いたところ、以前は市街化区域だったが、逆線引きによって市街化調整区域に変更されたそうである。</p> <p>特に違反等もない。</p> <p>よって、転用についてはやむを得ないものと判断できると思うが、皆様の審議をお願いしたい。</p>
	議長	<p>報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	井上委員	<p>番号1についてだが、一時転用の期間についてはどのくらいか。</p>
	事務局	<p>許可後着工から9月29日までとなっております。</p>
	井上委員	<p>了解した。</p>
	議長	<p>ほかにご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>[質疑等なしという声あり]</p>
	議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	議長	<p>お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。</p>
		<p>[異議なしという声あり]</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第10号については、原案のとおり決定します。</p>
日程第2 議案第11号 白岡市農用地利用集積計画の決定について	議長	<p>日程第2 議案第11号 白岡市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>議案第11号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、事務局からご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月8日(月)から5月19日(金)までの10日間で受付を実施いたしました。</p> <p>内容につきましては、新規設定件数39件、筆数109筆、面積84,510㎡、再設定件数30件、筆数64筆、面積48,436㎡、合計件数69件、合計筆数173筆、合計面積132,947㎡となっております。</p> <p>しかしながら、新規設定番号5につきましては、現状として、耕作すべき農用地を全て効率的に耕作していないと見受けられます。</p> <p>つきましては、計画の決定におきましては慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>公告につきましては、7月7日(金)を予定しております。</p> <p>なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。</p>
	議長	<p>説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。</p> <p>本案につきましては議事参与制限があるため、始めに新規番号9、再設定番号6、9から21、28、29を除く案件についてご意見・ご質疑等をお伺いします。</p> <p>ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	井上委員	<p>新規番号5番については、借受人が耕作していないとのことであるが、他の案件でも耕作していないところがあったと思う。</p> <p>この方に耕作能力はあるのか。</p>
	事務局	<p>今回申請が提出され議案として対象になるにあたり、借受人の耕作地を確認しました。借受けしているところと自分で所有しているところのどちらにもいくつか耕作されていない筆、遊休農地化している筆が見られました。そういった背景も考慮して、審議をしていただきたいと考えています。</p>
	井上委員	<p>事務局で受け付けるときにどのような指導をしているのか。</p>
	事務局	<p>現状等を鑑みると農地を借受けるのは難しいこと、貸し借りを認めるのは厳しいということを説明をしたうえで、自分が持っている土地の適切な管理をしてから貸し借りの申出をしていただくようお願いしていましたが、事務局での手違いがありましたため、1件だけ貸し借りの申出がなされたものです。</p>
	事務局	<p>以前もこの借受人については不耕作ということで皆様の審議の中で新たに借り受けて営農することは難しいということで許可にならない事案がありました。それを受けて、今回の受付ではお断りの話を借受けの方にも貸付けの方にもしていたところですが、1件だけ手違いで書類を受け取ったものが今回の案件です。</p> <p>提出があつてからすぐに借受けの方に連絡を取ろうとしましたが電話が繋がらず、貸付けの方に連絡し事情を説明し、相手方は耕作をできない状態にあるということで御理解はいただいています。既に提出されている書類があるため今回の審議は出しますが、審議の状況によっては貸し借りは不成立になるということをお話し、地権者の方には御理解をいただいています。借受けの方には連絡がつかないためここまでご理解いただけているかわかりませんが、1度お話する機会があったためすべて難しいということは伝えてあります。また、手紙でも連絡しています。</p>
	井上委員	<p>そういう話の中で審議して決定するということか。了解した。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	小野田委員	この案件については現場を確認するように事務局に申し入れをしたが、今のこの地番の現状はどのようなになっているか、報告していただきたい。
	事務局	新規番号5番の対象地について確認をさせていただいたところ、管理がされておらず雑草が繁茂している状態でした。その他の土地にも、7割ほどの土地が管理されていない、作付けがされていない状態でした。
	小野田委員	雑草が繁茂している状態が半年あるいは1、2年やっていないという現場の状況としてはどのような判断になるのか。
	事務局	<p>この問題は昨年度かその前から不耕作ということで問題になっており、農業委員の皆様には現場に行っていたり家庭訪問をしていただいたり、本日欠席されていますが岩上委員には相当頻繁に訪問等を繰り返していただいています。</p> <p>ただどう頑張っても動いていただけない現状があり、この状態を理解していただく必要がありますので配達証明郵便で手紙を出しました。不耕作ということで事務局も困っていることですが、最近該当地のあたりで作ってもいいというような話を聞くようになっていて、その場合には速やかに新しい耕作者に移転できるようにしたいと思っておりますが、借受人と連絡がつかないので停滞しているのが現状です。引き続き対処していきたいと考えています。</p>
	江口委員	<p>今回この案件については新規として出てきているが、本人とお話をしたところ、実際は再設定ということである。借受人の父親が20年、30年前に土地を借りて、今日まできているということであり、父親から息子に借受人が変わるということで新規で出ている。新しく借りるというわけではなく、借りる方もほとんどできないながらも繋がっている貸借を後継者の名前で契約をしたいということである。地主と6月20日に話をしたところ貸す方も返してもらいたくない、ということである。</p> <p>また、借り手も耕作する状態ではない。それでは対応するのか、ということについて今皆さんで審議をしなければいけないと思うが、私の感じるところではもう手の打ちようがないような状況にある気がする。</p> <p>今年も南中学校の付近のところで2枚、最近代かきがされた。そこで苗について見に行ったところ目検討で200か300枚ほど作ってあった。この苗が、とてもじゃないが黄色くなってどうにもならない。でもこれをやろうとしている。今の状況は、代かきをするための水が中干のために止まっている。代かきを2、3日前にしていたがひっついてしまってもう代かきできない状態ということで、やること成すことが判断がつかない状況になり、私も何度か顔を出しているがまったく会えないのでお手上げ状態にある。</p> <p>何らかの処置をしなければいけないので皆さんと審議をしていきたいと思う。</p>
	事務局	<p>今までは借受人の父親が借受人となり経営基盤強化促進法に基づき、定期的に期間が切れ、地権者に土地が戻るといった形態の法律を利用して貸し借りをしていました。もしこれが農地法第3条という形態で昔から貸し借りをしていた場合には借りてる方が権利を主張するようなことが出てくるが、この経営基盤強化促進法の場合、基本的に限られた期間で元に戻るといったような形態のもので更新の時期には見直してどうするか判断することになります。</p> <p>江口委員の言うように地権者も困っている状況もあるためこちらのほうとしてもどうしたものかというところではありますが、耕作をしていないような状況の方に貸付けをするということは法律等に照らし合わせた事務局の判断としては難しいのではないかと考えていたところで、様々な問題があります。</p> <p>いずれにしても農業委員の皆様の審議により決定するものであるため、こちらで審議していただくという選択になるので、よろしくお願い致します。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	他にご質疑等ございませんか。
	進藤委員	今までの報告等を伺うと、どうやっても貸し借りの成立は難しいのではないかと思う。私は地域的にも離れているのでとやかく言うつもりはないが、どなたかが作るのを待つ以外ないのではないかと思う。
	議長	他にご意見等ございますか。
	関根委員	今までの説明をきいたところ貸す方も返されては困る、借りる方もこれから先耕作を続けるのが難しいという話になると、これから先こういうところは多くなると思う。高岩方面でもそういう家はみえている。案の定、遊休化して雑草が生えてきたというのが現状だ。返しては困る、できないということであるがどうすればいいのかというのが今回の問題だと思うが、どうか。
	議長	地区担当農業委員が一度整理して見直してもらうのが一番いいと思う。
	関根委員	私も今回、相続で問題になっている土地があり調べてみたが、相続した人が川口市の方ということで、電話をかけてみたところ、了承をいただきシルバー人材センターに依頼して草を刈るということで返答をいただいたが、素直に受け取ってくれる地権者もいれば、対応できないからと放置する地権者もいる。 これから先、相続の関係でこのような問題が多発すると思うが、そうなったときに市の対応というのはどういう風にしていくのか、事務局に考えを聞きたい。
	事務局	事務局でも困っているところであるが、ここ1、2年と大規模に経営している農家が出てきています。耕作が難しいというような話があれば、すぐに地域の農業委員とお話をして、大規模農家と話を繋いで、不耕作にならずにすんだ、遊休を解消できたという例が今までより増えたことと思っています。 大山のほうでも日勝のほうでも委員の皆様に活動していただき、貸し借りに結びついているところですが、それでもまだこのように遊休化が加速する状況でこちらも困っているが、今度の7月20日以降で新制度となり最適化推進委員の制度が始まります。実際には推進委員の方は1か月後から始まりますが、役割が分担されることとなるので、国の進めるとおりその方たちの活動に期待をしながら、市の農政部局と連携し色々と推進していき、事務局もバックアップしていきたいと考えています。 あとは農業委員、推進委員に努力をしていただくしかないが、できる限りこちらも努力したいと思っていますので、よろしくお願いします。
	関根委員	借り手の方で相当数借りて広げられている法人があるが、貸し借りを1つひとつみると存続期間が3年と5年のものがあるが、この後というのはどうなっているのか、そこまで事務局は把握しているか、継続しずっと借りていただくのか。
	事務局	貸し借りの存続期間については地権者と耕作者で話し合っただき納得した年数で申出を出していただいています。出された年数については基本的に継続して耕作していただくのものであり、こちらで承っている話だとそのあとも継続して借り受けて耕作するというで伺っています。
	関根委員	了解した
	議長	他に質疑等がありますか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	貴重な意見が多数出たところであるが、結論はどうするか、皆様の意見を伺い判断をしたい。
	井上委員	個人経営の農業というのは限界が近づいてきているというのはわかっていることであるが、その対策についてはまた別の機会として、この案件については以前と同じように不許可とするべきだと思う。
	議長	今井上委員から意見がありました。皆様そのとおりでよろしいか。この案件を許可しない方向で賛成の皆様の挙手をお願いします。
		[委員全員の手が挙がる]
	議長	新規番号5については許可しないということで決定する。
	議長	お諮りします。新規番号5につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号(イ)に掲げる「耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」要件に該当しないため、新規番号5及び議事参与制限に係る部分を除く案件について、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規番号5及び議事参与制限に係る部分を除く案件については、原案のとおり決定します。
	議長	続きまして、大高委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[大高委員が一時退室する]
	議長	新規番号9についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案のうち、当該新規番号9については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規番号9については、原案のとおり決定します。 大高委員は入室してください。
		[大高委員が入室する]
	議長	続きまして、私に係る審議に入りますので、私の退室中の議事の整理を職務代理者である関山委員に暫時お願いします。関山委員よろしくお願いします。
		[古武委員が一時退室する]
	職務代理	それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。再設定番号6、9から21、28、29についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	職務代理	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時50分 議事終了	職務代理	お諮りします。本案のうち、当該再設定番号6、9から21、28、29については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議等なしという声あり]
	職務代理	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号6、9から21、28、29については、原案のとおり決定します。 古武委員は入室してください。
		[古武委員が入室する]
	議長	以上をもちまして、議案第10号、議案第11号に係る全ての議事を終了いたします。
	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について	議長	協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。番号1につきましては、貸駐車場のための転用です。
農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について	議長	協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は7件でございます。 番号1につきましては、店舗敷のための転用です。 番号2につきましては、教会兼住宅建築のための転用です。 番号3につきましては、店舗敷拡張のための転用です。 番号4から6につきましては、住宅敷のための転用です。 番号7につきましては、住宅敷拡張のための転用です。 番号8につきましては、庭敷拡張のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
協議報告事項3 その他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項3 その他 に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について 日時 7月31日(月) 午後1時30分～午後4時00分 場所 深谷市・深谷市民文化会館
	事務局	○農業委員会活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良現地パトロールについて 7/2の週は岩上委員のグループ、 7/9の週は小野田委員のグループ、 7/16の週は白石委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>○来月総会 7月19日(水)午前9時 7月19日までが任期となっているため、この総会が現体制で行う最後の総会となります。 普段よりも日程を前倒しにしての開催となるので、資料配布から総会開催までの期間がいつもより短くなってしまいますが、協力をお願いします。 議事録署名委員の齋藤委員、荒井委員の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>[質疑等なしという声あり]</p>
午前9時58分 総会終了	議長	<p>質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p>